

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第742号

2015年(平成27年)6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)5月25日付けで諮問(第742号)された個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

臨時福祉給付金事業は, 平成26年4月1日から消費税及び地方消

費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、平成26年度に国全体で臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）の給付措置が市町村において実施され、本市においても対象となる市民に給付金支給事業を行った。

当初は平成26年度限定の事業であった（平成26年4月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第642号にて承認済み。）が、平成27年1月14日の「平成27年度一般会計予算案等について」の閣議決定により平成27年度においても継続されることが決定した。

これを受け、本市においても福祉総務課が担当課となり、平成27年度に対象となる市民に給付金を支給する予定になっている。

給付金の支給要件は平成27年1月1日において本市に住民登録がされており、平成27年度の市県民税（均等割）が課税されていない者になるが、次に掲げる事項に該当する者は該当しない。

ア 市県民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等

イ 生活保護制度内で対応される受給者等

給付金の対象者数は約55,000人と想定されており、全世帯に申請書等を送付することは多くの市民に混乱を招くことが考えられるため、対象となる可能性が高い者に絞って申請書等を送付することが円滑な事務の遂行にとって望ましい。しかしながら、給付金の事務を行う福祉総務課が税情報を利用して対象となる市民を絞り込み、申請書や案内を送付することは、地方税法上の守秘義務により不可能な状態になっている。このため、昨年度に引き続き、市県民税賦課業務を所管する市民税課が非課税又は未申告者に市県民税が課せられていない旨の通知を行い、そこに臨時福祉給付金の案内・申請書を同封して市民への周知を図るが、平成26年度の臨時福祉給付金の支給実績がある市民に対しては福祉総務課から昨年度のデータを印字した申請書を送付予定である。この際、市民税課が発送する通知に同封される給付金申請書と平成26年度臨時福祉給付金の支給実績がある市民に対する申請書とを重複させないため、福祉総務課から臨時福祉給付金の支給者データの提供を受け、平成26年度臨時福祉給付金の支給実績がある市民に対しては市民税課からの通知のみを送付する。

対象者に通知するにあたり、様々な作業や大量の処理が必要とされ、手作業で行うことは困難であり、事務処理についてはコンピュータによる処理を行うことに該当するため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

- (2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目  
平成26年度臨時福祉給付金支給者の住所、氏名及び生年月日  
所管課 福祉総務課
- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

平成26年度の臨時福祉給付金の支給者に対しては福祉総務課から印字した申請書を送付することから、市民税課が発送する申請書が重複して市民に届くことを避けるため、福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者49,639人の情報を利用するが、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報をも本人以外のものから収集する必要がある。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者49,639人の情報を利用するが、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

市県民税が課せられていない旨の通知の対象となる市民は約55,000人になると想定され、さらに目的外利用するための福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者数は49,639人であることから、その膨大な事務を行うため専門業者に委託し、適正、迅速、効率的に事務の運用を図りたいと考える。

平成27年1月1日に藤沢市に住民登録がある市民のうち、市県民税が課せられていない者で、市県民税が課せられている者の扶養者でない者のデータの作成をIT推進課に依頼し、税システムから抽出した後、平成26年度の臨時福祉給付金の支給者データと照合する。そのデータを専門業者に引渡し、平成26年度の臨時福祉給付金の支給者データに該当した市民については該当者の住所・氏名等を通知書へ印字・送付し、該当しない市民についてはさらに臨時福祉給付金の申請書を同封し送付する。

イ コンピュータ処理の必要性について

対象となる市民については、既存のシステムからデータを抽出することによって把握できるものであり、市県民税が課せられていない旨の通知の対象となる市民は約55,000人になると想定され、さらに目的外利用するための福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者数は49,639人である。このため、手作業によって通知書を作成することは不可能であり、コンピュータにより処理が必要となる。

ウ コンピュータ処理をする個人情報

(ア) 平成27年1月1日に藤沢市に住民登録がある市民のうち、平成27年度の市県民税が課せられていない者で、市県民税が課せ

- られている者の扶養者でない者の住所，氏名及び生年月日  
(1) 平成26年度の臨時福祉給付金支給者データの住所，氏名及び生年月日

## エ 安全対策

### (ア) 市民税課での安全対策について

福祉総務課から提供されるデータについては，抽出ファイルの形式をCSVファイルとし，データの受け渡しについては，パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に，媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また，その際には受け渡し簿を作成し，双方で確認する。

上記のデータをIT推進課に受け渡すとともに，税システムからの情報の抽出を依頼し，データを磁気テープに保存する。委託業者への磁気テープの受け渡しについては，日時及び受け渡す社員の氏名を事前に確認しておき，双方複数人で行う。また，その際には受け渡し簿を作成し，双方で確認する。

### (イ) 受託者に求める安全対策について

- (a) プライバシーマーク及びISMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
- (b) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- (c) サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し，入退室の状況を記録すること
- (d) 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
- (e) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに，藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- (f) 端末操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い，端末操作を関係職員に限定すること。
- (g) 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
- (h) 個人情報や端末には保存せず，入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
- (i) 作業を行う端末等については外部ネットワークと接続しないこと。
- (j) 端末については，コンピューターウイルス対策ソフトを利用し，最新のウイルスパターンを適用し，ウイルス対策を施すこと。
- (k) やむを得ず紙に出力したデータについては，作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。

- (l) データの受け渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に連絡しておき、受け渡しの際は、受け渡し簿を作成し双方で確認する。また、磁気テープは施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
- (m) 通知書を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講じること。
- (n) 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
- (o) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- (p) 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (q) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
- (r) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

#### (7) 実施時期

2015年（平成27年）7月から2016年（平成28年）3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

#### (8) 提出資料

- ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
- イ 資料2 臨時福祉給付金に係る予算等について
- ウ 資料3 臨時福祉給付金の概要
- エ 資料4 臨時福祉給付金の流れ

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、平成26年度の臨時福祉給付金の支給者に対しては

福祉総務課から印字した申請書を送付することから、市民税課が発送する申請書が重複して市民に届くことを避けるため、福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者49,639人の情報を利用するが、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報をも本人以外のものから収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者49,639人の情報を利用するが、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい、としている。

なお、代替え措置として、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

対象となる市民については、既存のシステムからデータを抽出することによって把握できるものであり、市県民税が課せられていない旨の通知の対象となる市民は約55,000人になると想定され、さらに目的外利用するための福祉総務課が管理する平成26年度の臨時福祉給付金の支給者数は49,639人である。このため、手作業によって通知書を作成することは不可能であり、コンピュータにより処理が必要となるものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2説明要旨(5)安全対策工(ア)及び(イ)(a)から(r)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

福祉総務課から提供されるデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受け渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体(USBメモリを予定)を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収

納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

上記のデータをIT推進課に受け渡すとともに、税システムからの情報の抽出を依頼し、データを磁気テープに保存する。委託業者への磁気テープの受け渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

(1) 受託者の安全対策

(a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (1)(l)

(b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (1)(c), (f)

(c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (1)(k), (n)

(d) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (1)(a), (b), (d), (e)

(e) ネットワークからの情報流出を防止するための措置

(1)(h), (j)

(f) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(1)(i)

(g) 日常的な安全対策 (1)(g), (m), (o), (p), (q), (r)

以上に加え、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上